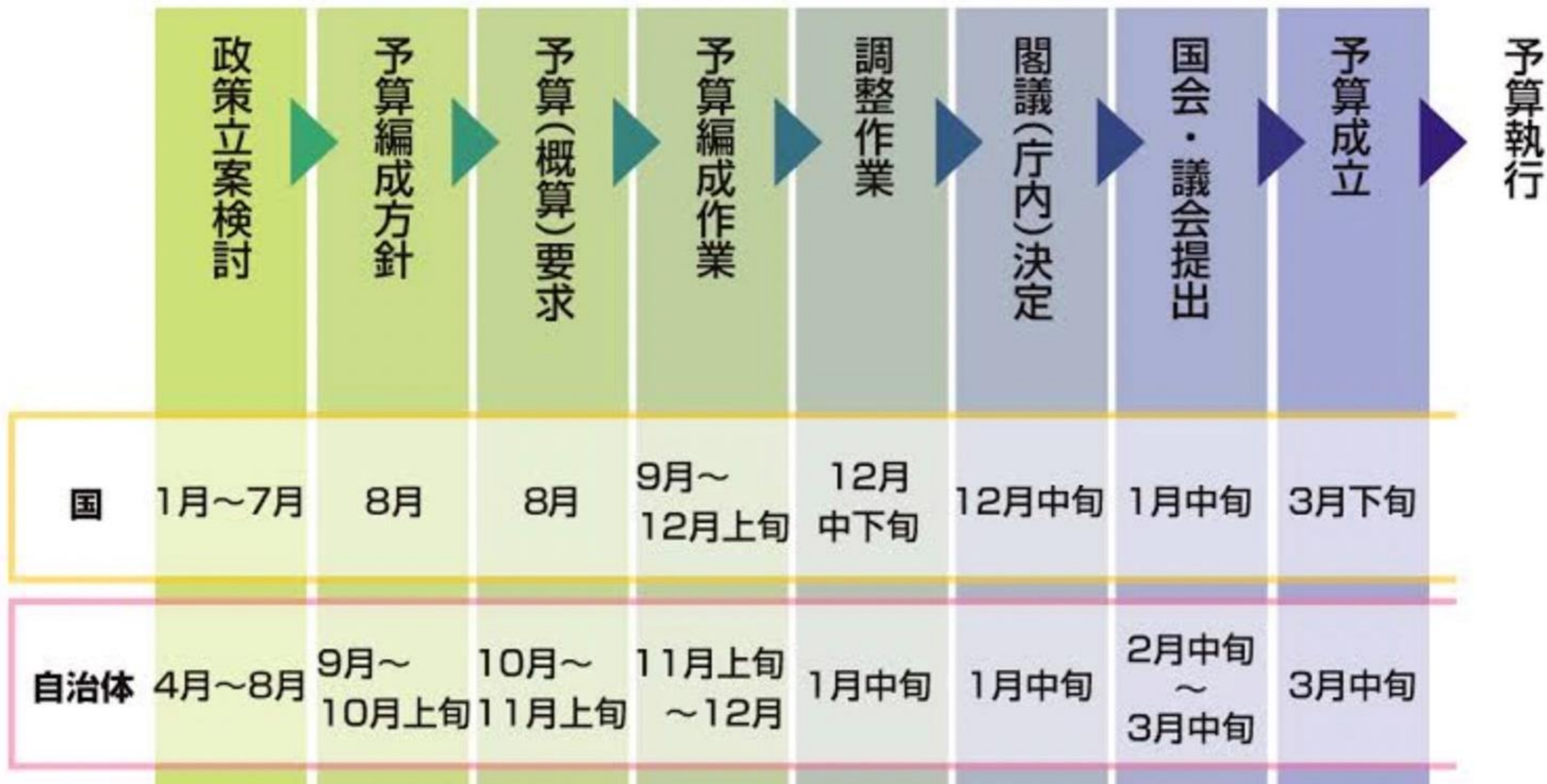
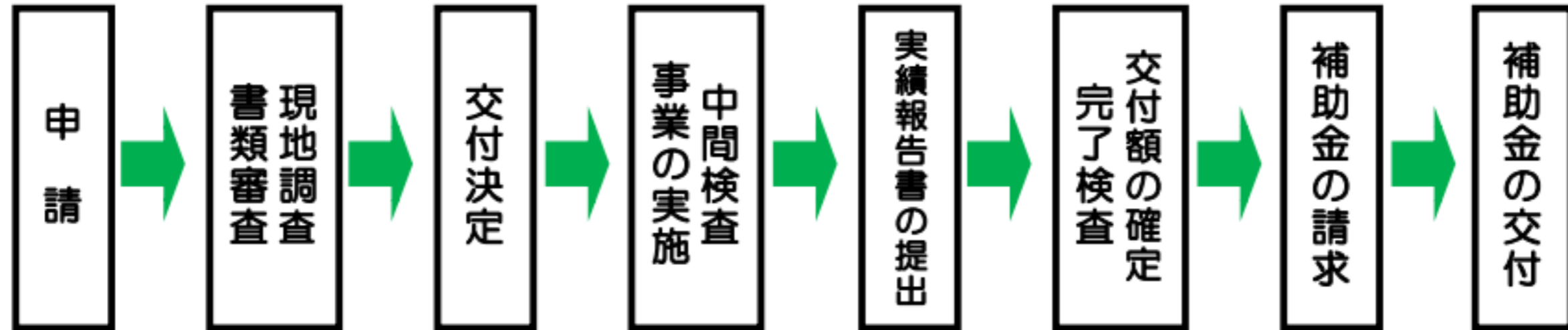


資料1 行政の予算要望スケジュール



10

交付申請から補助金交付までの流れ



(1) 交付申請

① 申請方法

【申請方法】 P25「交付申請の際に必要な書類一覧（別紙1）」に記載されている必要書類を受付期間内に提出してください。

【受付期間】 令和5年6月1日（木）～ 6月15日（木）

※ 微細ミストの導入及び買物弱者支援事業の継続申請については、上記受付期間のほか
令和5年4月3日（月）～ 4月10日（月）
の期間で先行して受付を行います。

【申請書類の提出先】 各区市町村の商店街振興担当課

資料3【区の負担が必要な東京都の助成事業】

商店街ステップアップ応援事業

① 専門家派遣

商店街の主体的な取組を後押しするため、専門家等を派遣し、必要なノウハウを提供します。(東京都商店街振興組合連合会及び区市町村への補助)

② 巡回相談

商店街活動について悩みを抱える商店街への巡回相談を実施します。(区市町村への補助)

③ 調査・計画策定支援

専門家派遣及び巡回相談を活用した商店街が行う調査や活性化計画の策定を支援します。(区市町村への補助)

☎ ①東京都商店街振興組合連合会 商店街ステップアップ応援事業事務局 03(3547)3787 ①～③各区市町村商業担当課

防犯設備補助事業

商店街における防犯対策の向上を図るため、防犯設備の整備を支援します。

【補助対象事業例】 防犯カメラ、ボラード等

【補助対象者】 区市町村

【事業者】 商店街及び商店街の連合会

【補助率等】 都補助率1/3、区市町村補助率1/3、事業者負担率1/3、補助限度額300万円

☎ 各区市町村安全・安心まちづくり担当課

空き店舗ポータルサイト(空き店舗ナビ)の運営

都内商店街の空き店舗に関する総合的な情報を発信します。

(東京都商店街振興組合連合会への補助)

☎ 東京都商店街振興組合連合会 03(3542)0231



東京都スマート商店街推進事業

商店街デジタル化推進事業

デジタル化に取り組む商店街に対し、導入前から導入後まで支援します。

【補助対象事業例】 キャッシュレス決済の導入、商店街アプリの開発 等

【補助対象者】 商店街、商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所

【補助率等】 都補助率9/10、事業者負担率1/10、補助限度額1,000万円

商店街無電柱化推進事業

商店街の無電柱化に伴う地上設備(トランスボックス)にラッピングするなど景観向上を図る取組を支援します。

【補助対象者】 区市町村

【補助率等】 都補助率4/5、区市町村負担率1/5、補助限度額500万円

事業名		都補助率	区市町村補助率	事業者負担率	都補助限度額	事業者	補助対象者
イベント事業・活性化事業	100万円以下	1/2	1/6	1/3	—	①商店街 ②商店街の連合会 ③商工会、商工会議所	区市町村
	100万円超	1/3	1/3	1/3	300万円	①商店街 ②商店街の連合会 ③商工会、商工会議所	
	小額支援事業	5/9	1/3	1/9	55万5,000円	これまで商店街活動を実施できなかった商店街	
	若手・女性支援事業	5/9	1/3	1/9	55万5,000円	商店街の若手・女性グループ	
	組織活力向上支援事業	7/12	1/3	1/12	525万円	法人商店街(商店街振興組合、事業協同組合)	
	小額助成(任意商店街)	1/3	1/3	1/3	20万円	会則・役員名簿・過去24箇月分の決算書類等を具備していない任意商店街	
	組織力強化支援事業・キャッシュレス対応事業・多言語対応事業以外	1/3 ^(※1)	1/3	1/3	5,000万円 ^{(※1)(※2)}	①商店街 ②商店街の連合会 ③商工会、商工会議所	
	小額支援事業	5/9	1/3	1/9	55万5,000円	これまで商店街活動を実施できなかった商店街	
	小額助成(任意商店街)	1/3	1/3	1/3	20万円	会則・役員名簿・過去24箇月分の決算書類等を具備していない任意商店街	
	キャッシュレス対応事業	1/2	1/3	1/6	5,000万円 ^{(※1)(※2)}	①商店街 ②商店街の連合会 ③商工会、商工会議所	
	多言語対応事業	1/2	1/3	1/6	500万円	①商店街の連合会 ②商工会、商工会議所	
	組織力強化支援事業	7/12	1/3	1/12	2,000万円	①商店街の連合会 ②商工会、商工会議所	
	地域力向上事業	住民生活サポート事業	1/3	1/3	1/3	20万円	
感染症対策事業		1/2	1/3	1/6	30万円	①商店街 ②商店街の連合会 ③商工会、商工会議所	
地域連携型商店街事業	イベント事業(新規)	2/5	2/5	1/5	400万円	商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体(町会・自治会、NPO法人等) ^(※3) で作る実行委員会	区市町村
	イベント事業(継続)	1/3	1/3	1/3	333万3,000円	①商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体(町会・自治会、NPO法人等) ^(※3) で作る実行委員会 ②実行委員会に加入する商店街及び商店街の連合会 ③実行委員会に加入する地域団体 ^(※4) (③は商店街との連名による申請を行う場合に限る。)	
	活性化事業	2/5	2/5	1/5	1億円 ^(※2)	①商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体(町会・自治会、NPO法人等) ^(※3) で作る実行委員会 ②実行委員会に加入する商店街及び商店街の連合会 ③実行委員会に加入する地域団体 ^(※4) (③は商店街との連名による申請を行う場合に限る。)	
未来を創る商店街支援事業	調査事業	1/2	1/3	1/6	100万円(1年目のみ)	①商店街 ②都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が過半を出資し、地域活性化を担うと区市町村が認める中小企業 ③都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が社員の過半となり、地域活性化を担うと区市町村が認めるNPO法人及び一般社団法人 (②、③は、商店街との連名による申請を行う場合に限る)	区市町村
	計画実行事業	1/2	1/3	1/6	①1年目 1,500万円 ②2・3年目 5,000万円	①商店街 ②都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が過半を出資し、地域活性化を担うと区市町村が認める中小企業 ③都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が社員の過半となり、地域活性化を担うと区市町村が認めるNPO法人及び一般社団法人 (②、③は、商店街との連名による申請を行う場合に限る)	

資料4 港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査報告書(抜粋)

問5-1 今後予定するお子さんの人数が、何らかの理由により叶わないことがあるとしたら、その理由は何である可能性が高いですか。(あてはまる番号すべてに○)

No.	カテゴリ	件数(人)	割合(%)
1	収入が不安定なこと	298	17.1
2	自分や配偶者の仕事の事情	456	26.2
3	家事・育児の協力者がいないこと	508	29.2
4	幼稚園・保育園など子どもの預け先がないこと	249	14.3
5	今いる子どもに手がかかること	354	20.4
6	年齢や健康上の理由	948	54.5
7	配偶者の不在	57	3.3
8	その他	123	7.1
9	予定する子どもの人数を実現できない可能性は低いと考えている	161	9.3
	無回答	19	
	合計(回答者数)	1,757	1,738

資料5 港区のワークライフバランス推進認定企業件数

1 WLB 推進企業におけるプロポーザル方式の優遇について

(1) 概要

企業のライフ・ワーク・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」をプロポーザル選考における加点項目とし、ワーク・ライフ・バランス推進企業について、一時審査での事務局採点項目の配転(満点)の5%を一次評価点に加点する。

港区中小企業事業者数 21161(推定)

1 WLB 推進企業認定件数

年度	申請数 (社)	認定数 (社)
平成30年度	21	20
令和元年度	13	7
令和2年度	7	5
令和3年度	5	4
令和4年度	13	11

男性育休促進企業奨励金

県内事業所の男性労働者が通算15日以上の育児休業を取得した場合

1社あたり**最大602万円**を支給します！

- ※ 労働者の養育する子1人につき最大360日分まで対象となります
- ※ 最大額に達するまで複数回申請できます（複数年度にわたる申請も可能）

奨励金の対象事業主

- 県内に本社または事業所を有する雇用保険適用事業所であること
- 「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨の宣言を行っていること
- 就業規則等に育児休業制度および育児休業にあたって代替労働者の業務見直しに取り組む旨を規定し、当該規定に基づき業務体制を整備していること
- 「とるだけ育休」を防ぐため、労働者に対して、育児休業中の過ごし方等に関する情報提供等を行っていること

奨励金の種類

※いずれか1つの取組だけでも申請可能

代替人員確保奨励金

- 育児休業取得者の代替人員を新たに確保
- 部下を持つ上司が取得した場合には奨励金を更に3万円加算

13万円/15日あたり



同僚への応援手当奨励金

- 育休取得者の同所属の従業員に対して手当等を支給した場合の実費を支給

最大5万円/15日あたり



育休取得者への手当奨励金

- 育休取得者に対し、育児休業給付金とは別に手当等を支給した場合の実費を支給

最大5万円/15日あたり



長期の育休取得奨励金

- 育休取得者が通算90日（3か月）以上の育児休業を取得

50万円（定額）



詳細はホームページをご覧ください

男性育休促進企業奨励金



[申請先・問合せ先] 福井県健康福祉部こども未来課子育て支援グループ
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
TEL:0776-20-0341 メール:kodomomirai@pref.fukui.lg.jp



奨励金HP